

(仮称) 横須賀市下水管路施設
ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）
業務委託

実施方針（案）

令和8年1月

横須賀市上下水道局

第1 事業概要.....	1
1-1. 事業概要	1
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
2-1. 募集及び選定方法	7
2-2. 募集及び選定スケジュール	7
2-3. 応募者の参加資格要件	8
2-4. 審査及び選定手続き	11
2-5. 優先交渉権者選定後の手続き	12
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
3-1. リスク分担の基本的な考え方	13
3-2. 事業の実施状況のモニタリング	13
3-3. 保険	13
第4 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	14
4-1. 疑義が生じた場合の措置	14
4-2. 管轄裁判所の指定	14
第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	15
5-1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	15
第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
6-1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	17
6-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	17
6-3. その他の措置及び支援に関する事項	17
第7 その他事業の実施に関し必要な事項.....	18
7-1. 実施に関して使用する言語及び通貨	18
7-2. 応募書類の作成等にかかる費用	18
7-3. 実施方針（案）に関する意見又は質問の受付	18

別紙1 リスク分担表

用語の説明

ウォーターPPP	「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業（コンセッション方式）」を併せた総称。
仕様発注	発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。
性能発注	発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。
計画的維持管理	予防保全の観点から下水道事業で想定されるリスクを評価した上で、明確な管理目標を定め、保守点検、調査等により施設の状態を客観的に把握、評価とともに、中長期的な状態を予測しながら計画的かつ効率的に施設を管理するための取組みであり、PDCA サイクルを通じて実践される維持管理をいう。
点検	マンホールのふたを開けた上で、基本的に目視で管路施設の状況を把握するとともに、異常箇所を早期に発見することを目的として実施する業務をいう。
調査	施設の状態を詳細に把握することを目的として実施する業務。調査には、視覚調査と詳細調査があり、詳細調査は視覚調査では判断できない場合に実施する。
巡視	マンホールのふたは開けずに、管路施設が埋設された地表面の状況、マンホールのふたの状況など管路施設の地上部を観察する業務をいう。
清掃	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。
修繕	対象施設の一部の再建設又は取替えを行うこと（ただし、長寿命化対策に該当するものを除く）。
成果品	要求水準書に基づいて事業者が提出すべき提出図書の総称をいう。
構成企業	応募グループを構成する企業。構成企業は、必ずJVを構成する。
特定法令	本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等。下水道法等。
特定条例	本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした条例。

第1 事業概要

1-1. 事業概要

(1) 事業の名称

(仮称) 横須賀市下水管路施設ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）業務委託

(2) 事業の背景・目的

横須賀市上下水道局（以下「局」という。）の下水道事業は、昭和19年（1944年）に現在の上町地区で着手したものの、戦後の資材難や財政難から整備が進まず、昭和38年（1963年）に国の第1次下水道整備計画を受け、本格的な下水道整備に着手した。その後、高度成長による公害問題が発生したことから、昭和45年（1970年）に下水道法が改正され、「川や海の水質保全」が下水道の目的に加わった。これを機に、合流式から分流式に切り替え整備を進めてきた。

平成3年（1991年）には、西地区の下水道整備に着手し、平成17年度（2005年度）には、市内の汚水整備はおおむね完了している。

また、平成16年（2004年）をピークに処理水量が減少してきたこと等を受け、令和3年（2021年）に上町浄化センターを廃止し、下町浄化センターへ統合した。

現在は、追浜処理区、西処理区及び下町処理区の3処理区となっており、西処理区及び追浜処理区の浄化センター及びポンプ場、下町処理区のうち上町ポンプ場及び旧上町地区の3つのマンホールポンプについては、包括的民間委託（レベル2.5）での維持管理を行っている。また、管路施設については個別に維持管理業務を発注している。

令和7年度現在で事業着手から62年が経過し、施設の老朽化が著しく進行していることに加え、少子高齢化に伴い職員数の確保が困難になることが見込まれるため、市民サービス水準の維持が課題である。

本事業は、これまでの検討や令和6年度に実施したサウンディング調査の結果を踏まえ、管路施設を対象に民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした下水道施設の管理・更新一体マネジメントを実施し、市民サービス水準の維持及び持続可能な下水道事業の運営を目指すものである。

(3) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は以下の通りである。

① 対象処理区

- ・下町処理区
- ・追浜処理区
- ・西処理区

② 対象施設

- ・合流管路：321 k m
- ・污水管路：860 k m
- ・雨水管路：452 k m
- ・合流、污水及び雨水の人孔、人孔蓋、取付管及び公共樹

表 1 主な対象施設の概要（令和6年度末時点）

対象施設		数量	
管路施設	合流管路	321km	1,633km
	污水管路	860km	
	雨水管路	452km	
人孔		78,008 箇所	
人孔蓋		78,008 箇所	
取付管		167,584 箇所	
公共柵		135,043 箇所	

※管路施設出典：「令和6年度 下水道事業統計年報」P.47, 56

(4) 事業の基本方針

本事業の実施方式は、ウォーターPPPの「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」（更新支援型）を採用する。

局との事業契約に基づき本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、本事業の実施に当たっては、下水道法、その他関係法令等の規定に基づき誠実に事業を実施しなければならない。

事業者は、事業期間の前半5年間は、局が指定する仕様に基づき業務を実施することとし、事業期間の後半5年間は性能発注により業務を実施する。

性能発注の対象とする管路施設は、過去に局が実施した調査により緊急度が判明している施設及び事業者が事業期間中に点検・調査を実施し、緊急度を把握した施設を対象とする。

事業者は、過年度の調査結果及び事業期間中の点検・調査結果を基に管路施設の更新計画案を作成し、後半5年間は当該計画に基づいて事業を実施する。

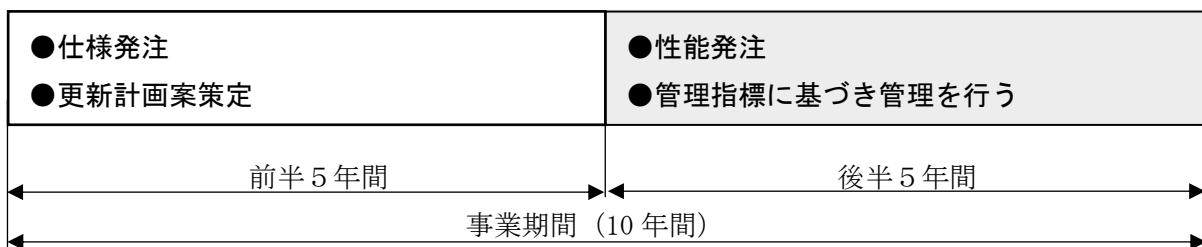


図 1 仕様発注から性能発注への段階的移行

(5) 事業範囲

1) 業務内容

本事業における業務内容は表 2 に示すとおりである。

表 2 本事業の対象業務

業務分類	業務名	業務内容等
計画的維持管理業務	巡視、点検	法定点検、巡視点検
	調査	目視調査、TV カメラ調査
	清掃	洗浄・清掃（管、人孔、ます）
	用地管理	伐開・剪定、占用許可の現地事前確認
	計画修繕	改築には至らない部分的な管更生、水管橋、腐食環境下などの計画的な修繕
	安全管理	作業環境管理、保護具管理、安全訓練、作業手順管理等作業上必要な安全管理
住民対応等業務	住民対応①	通報（苦情要望等）受付、現地確認
	住民対応②	現地調査、対応方針の決定
	事故対応	清掃等詰まり処理、補修作業
	突発修繕	突発的な修繕工事
	他工事立会	道路工事等に伴う事前協議・現地立会
災害対応業務	大雨対応	局の指示により人員確保、現地確認・作業
	地震対応	被災状況把握、応急復旧等
計画作成業務	更新計画案作成	更新計画案（ストックマネジメント計画）の作成、協議
改築業務	設計、積算	改築・更新工事の設計、積算
	改築、更新工事	管更生、布設替、人孔蓋交換 等
	工事監理	
管理・調整業務	業務進行管理	全体マネジメント、業者間調整、一元的窓口、安全管理の監視、データ管理等
	セルフモニタリング	セルフモニタリングの計画作成、実施
	技術継承・啓発活動等	下水道事業広報、局と共同での研修、人材の育成、災害対応訓練等

 対象外業務

2) 附帯事業

附帯事業とは、現状に捉われない新たな取り組みを導入し、上記の業務内容と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

局が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。

局は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、附帯事業を採用する場合、対象業務と見なし、要求水準書に事業者の附帯事業実施義務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

局が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができる。また事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではない。なお、提案した任意事業を新たに実施する場合においては、事前に局の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。

(6) 業務の再委託

管理・調整業務の全部及びその他業務の主要部分は原則として再委託することはできない。

(7) 事業期間

1) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間は、引継ぎの期間（業務準備期間）とし、事業者は局又は局の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

表 3 事業実施スケジュール

項目	予定
事業契約の締結	令和 9 年度
引継ぎの期間	事業契約締結～令和 10 年 3 月 31 日
履行期間	令和 10 年 4 月 1 日～令和 20 年 3 月 31 日（10 年間）
契約終了	令和 20 年 3 月 31 日

2) 本事業期間終了時の取り扱い

① 本事業に係る事業者が所有する資産等（任意事業を行う場合）

事業者は、事業者が所有する任意事業等に係る資産について、事前に決定した方針に基づき、局へ無償譲渡、現状復旧等の対応を行う。

本事業の実施のために、事業者が本事業施設内に所有する資産（局へ無償譲渡又は局の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

本事業の施設については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して局又は局の指定する者に引き渡さなければならない。

② 業務の引継ぎ

局又は局の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるよう適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の 2～3 年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業情報の提供など局に協力すること。

(8) 事業の費用負担

1) 対象業務及び附帯事業

局は、前述の(5) 1) 及び 2) の実施に要する費用を負担する。なお、その負担予定額等の詳細は局と選定事業者との協議の上、事業契約に定める。

2) 任意事業（実施する場合）

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(9) プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により維持管理費に関する費用縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用縮減分を局と事業者がシェアする。

コスト縮減分のシェア額やシェアの手法については、局と事業者が協議し、双方の合意により決定する。

なお、リスク分担表（別紙1）に記載されている内容に起因する事業費増減が発生した場合については、プロフィットシェアの対象外とする。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1. 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2-2. 募集及び選定スケジュール

実施方針（案）公表後のスケジュールは概ね表4を予定している。

表4 スケジュール（予定）

時期（予定）	内容
令和8年1月	実施方針（案）の公表
令和8年1月	実施方針（案）に対する質問受付
令和8年3～5月	要求水準書（案）の公表
令和8年6～7月	実施方針の公表
令和8年12月	募集要項等の公表
令和8年12月	募集要項等に対する質問受付
令和9年1月	参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付
令和9年2月	資格審査結果の通知
令和9年2月	競争的対話
令和9年6月	提案書類の提出
令和9年10月	提案書類の評価
令和9年10月	優先交渉権者の決定
令和9年12月	事業契約の締結
令和10年1月～3月	引継ぎ期間
令和10年4月	事業開始

2-3. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループは、計画策定業務、維持管理企業を担う企業等から構成されるグループとし、応募グループを構成する企業の中から応募グループの代表企業を定め、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ③ 応募グループの場合、共同企業体（以下、「JV」という。）の設立を求める。また、各業務をまとめる統括責任者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。なお、管理・調整業務については、任意で代表企業以外の構成企業から副統括責任者を選任することを可能とする。副統括責任者は、管理・調整業務における統括責任者の業務を補助するものとする。
- ④ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、応募グループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると局が認めた場合に限り、変更を認めるものとする。
- ⑤ 応募グループを構成する企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。

(2) 応募企業又は応募グループに共通の参加資格要件

応募者（応募グループの場合構成企業のすべて）は、以下の参加資格要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 横須賀市競争入札参加有資格者名簿（かながわ電子入札共同システム）に登録されていること。
- ③ 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者選定までの期間に、上下水道局指名停止等措置規則に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 競争参加資格確認申請期限以前 2 年以内に銀行取引停止処分を受けた者でないこと。
- ⑤ 競争参加資格確認申請期限以前 6 か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。
- ⑥ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競争手続きの開始決定がされている者でないこと。
- ⑦ 役員等（参加をしようとする法人の役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（市暴力団排除条例（平成 24 年市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（条例第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第 2 条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
- ⑨ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。

- ⑩ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑬ 局が発注した本事業のアドバイザリー業務を受託した者（日本水工設計株式会社）と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「資本面において関連のある者」とは、「会社法」（平成17年法律第86号）第309条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう（以下、同じ）。
- ⑭ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において関連のある者でないこと。
- ⑮ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

（3）業務実施企業に求める要件

以下の各業務を実施する企業は、各要件を満たすこと。

表 5 業務実施企業に求める要件

業務名	業務分類	業務実施企業に求める要件	配置予定技術者の要件
業務進行管理 セルフモニタリング 技術継承・啓発活動等	管理・調整業務	—	統括責任者および副統括責任者（任意）：以下のいずれか ・技術士（総合技術監理部門（下水道）） ・技術士（上下水道部門（下水道）） ・下水管路管理技士（総合技士） ・一級土木施工管理技士
更新計画案作成	更新計画案作成業務	下水道ストックマネジメント計画（管路施設）策定業務の完了実績（平成28年度以降）	照査技術者及び管理技術者：技術士（上下水道部門（下水道））（兼務不可）

※すべての対象業務において、下水道および下水管路施設に関する基礎的な知識ならびに調査業務における専門的な技術および技能を有し、成果内容について適切に報告を行う能力を備えた者を配置すること。

※関係法令に基づき、必要とされる資格および要件を満たした者を適切に配置すること。

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、局に速やかに通知しなければならない。

2-4. 審査及び選定手続き

(1) 事業者選定委員会の設置

局では、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる横須賀市下水道管路施設ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。選定委員会の委員は今後公表する募集要項等に示す。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

(2) 審査方法

第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を行い、資格審査及び選定委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から、募集要項等に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。局は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、募集要項等に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。選定委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

局は、選定委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等において示す。

(3) 審査結果の公表

局は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の決定後速やかに市のホームページへの掲載により公表する。

(4) 公募の取り消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がない、又はいずれの応募者も局の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、局が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、公募を取り消すことがある。

この場合、局は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 競争的対話の実施

局は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話をを行い、その結果を踏まえ、事業契約書（案）、要求水準書等の調整を行う。

(6) 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了前に、附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を局に提出すること。局は提案のあった附帯提案事業及び任意事業について、局の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

なお、提案概要書及び提出方法は、募集要項等において示す。

2-5. 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 優先交渉権者による準備行為

優先交渉権者は、JV等の設立や事業契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、局と業務内容について協議を行うことができる。

(2) 事業契約の締結

局と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1. リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

このリスク分担の考え方及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、現時点で想定しているリスクとその概略を別紙1にリスク分担表として示す。

なお、局及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、事業契約書（案）などに詳細を規定する。

3-2. 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、局によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、局は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

3-3. 保険

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入すること。なお、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については局の確認を得るものとする。事業者が付保すべき保険については、募集要項等において示す。

第4 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

4-1. 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、局は事業者と誠意をもって協議するものとし、これを定めるものとする。

協議の方法等については、事業契約において定める。

4-2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生したすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

5-1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、その発生の事由ごとに、次の措置をとることとする。

(1) 事業者事由解除

1) 解除事由

- ① 事業者が事業契約上の義務に違反する等事業契約に定める一定の事由が生じたときは、局は、当該事由に応じ、事業契約を解除することができる。
- ② 倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、局は、事業契約を解除することができる。

2) 解除措置

事業者は、局に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、局の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 局事由解除又は終了

1) 事業契約の解除

- ① 局は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。
- ② 事業者は、局の責めに帰すべき事由により、一定期間、局が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

局は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は局の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ① 不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。
- ② 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、局は事業契約を解除する。

2) 解除又は終了措置

不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により局及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除

1) 解除又は終了事由

特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、局又は事業者は事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

- ① 特定法令等変更により局及び事業者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ② 特定条例変更等により事業者に生じた損失に係る負担については、局と事業者で協議する。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

6-1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

6-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、局はこれらの支援を事業者が受けることができるよう尽可能な範囲で協力するものとする。

6-3. その他の措置及び支援に関する事項

局は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、局と事業者で協議する。

第7 その他事業の実施に關し必要な事項

7-1. 実施に關して使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、単位はS I 単位及び通貨は円に限る。

7-2. 応募書類の作成等にかかる費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

7-3. 実施方針（案）に関する意見又は質問の受付

(1) 受付期間

令和8年1月28日まで

(2) 提出方法

実施方針（案）に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、様式1に記入の上で電子メールにて提出すること。

(3) 意見書・質問書に対する回答方法

局は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、局が必要と判断したもの及びその回答を、後日市のホームページにおいて公表する。

(4) 連絡先及び情報提供

1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

日本水工設計株式会社 （担当：向吉、是恒、高野）

住 所：〒108-0073 東京都港区三田3丁目5番19号住友不動産東京三田ガーデンタワー

電 話：03-3534-5512（担当：向吉、是恒）/ 03-3534-5529（担当：高野）

E メール：yokosuka_wppp@n-suike.co.jp

2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、横須賀市ホームページ等を通じて適宜行う。

横須賀市ホームページ：

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6960/wppp/wppp_proposal_documents.html

別紙1 リスク分担表

負担者の凡例

○：リスクを負担することを示す

(○)：リスク事象の状況により、負担者と負担割合が変更する可能性があることを示す。

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
			局	事業者	
共通	制度	1 法令等変更	本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更	○	下水道法の改正など。（特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）
		上記以外（広く一般的に適用されるものの）		○	—
		2 税制変更	当該事業に直接関係するもの	○	消費税率変更、新税による増加費用など。
	3 許認可	上記以外（広く一般的に適用されるものの）		○	法人税率の変更など。
		局が取得する必要がある許認可	○		—
		事業者が業務実施上取得が必要となる許認可		○	—
社会	4 住民対応	事業の推進及び施設の存在自体に起因する反対運動、訴訟、苦情等	○		—
		事業者の行為に起因して発生する反対運動、訴訟、苦情等	(○)	○	局も共に対応する方が解決しやすい場合もあるため、内容によっては局も対応する。
	5 第三者損害	要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできないもの	○		騒音、悪臭、振動、電波障害など。
		施設の存在自体によるもの	○		
		上記以外で、事業者の行為に起因するもの		○	
	6 環境問題	要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできないもの	○		—
		施設の存在自体によるもの	○		
		上記以外で、事業者の行為に起因するもの		○	
経済	7 物価変動（工事以外）	委託費の変更の規定の範囲内の場合		○	—
		委託費の変更の規定の範囲を超える場合	○		物価の変動に起因するコストの増減に関しては、局と事業者が協議し、双方の合意により決定する。
	8 資金調達	事業者が調達する業務実施に必要な資金		○	—
		局側で調達する資金	○		—
その他	9 不可抗力	国庫負担法に該当する天災、人為的事象、その他等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		国庫負担法に該当する天災は、原則、局側（国費負担）で負担する。
		上記以外（事業者の故意又は重過失の場合）		○	国庫負担法に該当せず、事業者の故意又は重過失によって増加した費用については、事業者が負担する。
	10 業務遂行の中止・不能	事業者の要因に基づくもの		○	—
		上記以外	○		—
	11 計画・設計・仕様変更	局側の事由に起因するもの	○		事業者が負担する費用が著しく増減する場合、局と事業者はサービス対価の変更について、協議を行う。
		事業者側の事由に起因するもの		○	
	12 知的財産権侵害	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	—
	13 情報の漏えい	局の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○		—
		事業者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○	
	14 政策転換	局の政策変更による事業の変更、中止、中止など	○		—

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
			局	事業者	
維持管理	15 施設の瑕疵	不可抗力によるもの	<input type="radio"/>		—
		上記以外（事業者の故意又は重過失の場合）		<input type="radio"/>	
	16 施設損傷	不可抗力によるもの	<input type="radio"/>		—
		上記以外（事業者の故意又は重過失の場合）		<input type="radio"/>	
	17 技術革新	事業者が採用した技術での追加費用		<input type="radio"/>	—
		局の指示等による採用技術での追加費用	<input type="radio"/>		
	18 契約内容未達	維持管理に関する業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合		<input type="radio"/>	—
	19 業務内容変更	局の指示による維持管理に関する業務の変更	<input type="radio"/>		—
20 維持管理費の変動	局の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動		<input type="radio"/>		—
	事業者の事由による事業内容等の変更等に起因する維持管理費の変動			<input type="radio"/>	
	21 道路陥没（管路起因）	事業者の要因に基づくもの		<input type="radio"/>	必要な修繕の放置、改築や修繕の施工が契約内容に適合しないなど、事業者による事由が認められる場合
	上記以外		<input type="radio"/>		—
附帯事業	22 附帯事業	附帯事業の不振、不履行		<input type="radio"/>	局側に帰責事由がない限り、事業者が負担する。
任意事業	23 任意事業	任意事業の採算性の悪化、事業の不履行		<input type="radio"/>	—
その他	契約前	24 公募手続	募集要項等の応募手続の誤り	<input type="radio"/>	手続きの修正・変更など
		25 提示資料	募集要項等の提示資料の誤り	<input type="radio"/>	—
		26 応募費用負担	応募に係る費用の負担	<input type="radio"/>	—
		27 契約の未締結、遅延	局の帰責により契約締結できない、または契約手続きに時間をする場合	<input type="radio"/>	—
			事業者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	<input type="radio"/>	
		28 事業開始の遅延	局の事由による事業開始の遅延	<input type="radio"/>	局の手続き遅延など
			事業者の事由による事業開始の遅延	<input type="radio"/>	事業者の手続き遅延など
			不可抗力等による事業開始の遅延	<input type="radio"/>	—
契約終了	29 契約解除	事業継続の必要がなくなった場合	<input type="radio"/>		—
		事業者の債務不履行、不遵守等		<input type="radio"/>	
		局側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	<input type="radio"/>		
		事業者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合		<input type="radio"/>	
	30 事業終了時の施設状態	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		<input type="radio"/>	—

リスク分担表の補足説明

(1) 不可

(2) 抗力

- ① 局及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる天災（豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等）、人為的事象（戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等）、その他（放火、第三者の悪意及び過失など）、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等事業契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）

が生じた場合又は発生の恐れがある場合、事業者は直ちにその内容を局に通知する。また、事業者は要求水準に基づき自らが作成する BCP (Business Continuity Plan) に従い初期対応を行う。

- ② 局が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は局の指示に従う義務がある。
- ③ 局は事業者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、局は不可抗力により履行困難となった事業者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- ④ 局と事業者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- ⑤ 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として局が負担する。

(3) 施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任

- ① 対象施設に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、事業者は局に対して当該瑕疵に起因する費用等の請求を行うことができる。また、事業者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合及び点検・調査結果に基づく事業者の判断が、判断当時の事業に鑑み合理的であることを立証した場合は、当該瑕疵に起因する費用等を局が負担することとし、その方法は、局及び事業者の協議により定める。
- ② 対象施設及び事業者から局への譲渡対象資産に契約不適合があった場合、成果品の契約不適合については成果品の引渡しを受けた日から 1 年以内に、工事の契約不適合については工事の実施箇所について完了確認がなされた日から 2 年以内に局は事業者に対して契約不適合請求を行うことができる。

(4) 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等（特に、本事業に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）の変更の場合は局の負担とし、事業者に対して一般に適用される法令等の変更は事業者の負担とする。

(5) 物価の変動

物価の変動に起因するコストの増減に関しては、局と事業者が協議し、双方の合意により決定する。

(6) 国補助金制度の変更等

国補助金制度が変更される場合においては、局と事業者は、協議の上、契約継続等に向けた措置を講ずる。国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、局と事業者は協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。